

介護労働，その位置と展望(1)

山田修平

Shuhei YAMADA : Care Work ; The Position and Views (1)

従来主として個々の家族が担っていた高齢者介護の外部化が進んでいる。それには様々な時代的、社会的要因がある。介護を業とする職業が誕生した。介護労働にはサービス提供と報酬を得るという両面が即応的に存在する。介護労働の現況、いわば介護労働の現時点における位置付けは、そして今後どのように向かうべきなのか、政策的視点を示すと共に、今後の方向を展望する。

キーワード：介護労働 サービスと労働 介護の外部化 高齢化 世帯構成の変化

はじめに

介護保険が2000年4月導入された。「介護」を社会で支えるシステムの構築がその狙いとされた。従来、個々の家庭が担っていた介護、また多くの場合、施設で措置という方式で行われていた介護を保険方式によって社会全体で支えようというのである。

介護保険で改めて気づいたことがある。介護は受ける側から言えばサービス、介護を行う側から言えばサービス提供。それは同時に、費用負担と報酬の関係にある。如実に介護報酬という概念に示される。例えば、訪問介護員の生活援助、身体介護の30分以上1時間未満の報酬はそれぞれ2,080円、4,020円、一方、介護を受ける側は、介護保険でその90%をカバーされ、残り10%を負担することになる。一方からは報酬であり、他方からは費用負担の関係にある。当然介護提供者は報酬が高い方が良いし、要介護者は低い方が良い。介護サービスの2面性である。介護報酬の設定の難しさの要因の1つであろう。

家族介護，その場合は一般に介護労働とは称せ

ず、無報酬で単に介護であった。それが家族からいわば職業として介護に携わる介護職員へ移行し、介護は介護労働となった。

介護労働の2面性。サービスという視点でとらえた場合の質の向上、一層の専門性。労働ととらえた場合の賃金、労働時間等適切な労働条件のあり方。当然、両側面があるからこそ介護労働である。

ところが多くの研究は介護のサービス面に着目して、質の向上のためのサービス提供の視点とその具現化のため技法を論ずる。他方、多くはないが労働面を対象とする幾つかの研究がある。しかし、その両面から、あるいはその相互関係から介護労働を論ずる研究はほとんどない。本稿では介護労働を両面から考察する。そのことにより介護労働の特徴、現在の位置が正しく把握でき、今後の方向が展望できると思うからである。

以下、Ⅰでは介護労働の用語の整理、Ⅱでは介護が外部化し介護労働の一般化する背景を探る。Ⅲでは介護労働の現状を両面から述べると共に特徴を明らかにする。Ⅳでは介護労働に対する施策の現状とその視点を分析し、最後に今後の方向を展望する。

ただし本稿では、紙数の制限もあり、ⅠとⅡを述べ、Ⅲ以降は次稿で論及する。

I 介護労働の用語の整理

初めに介護と労働という2つの言葉からなる介護労働とはなにかを明らかにしておこう。

『介護用語辞典』には「介護」は「身体的・精神的障害のために日常生活に支障のある場合に、日常生活の介助や身の回りの世話をすること」¹⁾と記されている。ここでは介護の対象者（身体や精神の障害のために日常生活に支障のあるもの）であり、介護は（介助+身の回りの世話）である。

また介助とは「食事、排便、寝起きなど、起居動作の手助け」をいい、身の回りの世話は「炊事、買い物、洗濯、掃除などを含む」とされている。

すなわち介護とは、日常生活動作（ADL：Activities of Daily Living）と手段的ADL（Instrumental ADL）とされる。ここでいう手段的ADLとは電話をかける、乗り物に乗る等の「道具」を使う援助である²⁾。

ところで、「介護」に対応する英語の用語をみるとcareあるいはcare workとある。しかし厳密にみるとcare workは専門的なソーシャルワークの一つの援助技術を指し、その機能は日常的生活動作の援助、家事援助業務（手段的ADLより広範な機能的ADL）を加えて社会的ケアとされる。また対象者には障害者に加え、児童、病人も入る³⁾。さらに介護の場合、主体者が明記されていないが、care workの場合、それをプロとして行う者、ケアワーカーがその主体者とされる。

介護のみでは、仕事、専門職としての意味は明らかではないか、workが付加されることにより主体者、機能が広範囲となり深まっている。ただこの場合、workという用語に、「仕事、労働」というとらえ方と専門的な「働き・援助」というとらえ方がある。専門的働き・援助としてcare workをとらえる場合は、逆に日本語ではケアワークあるいは個別援助技術として表現される。

他方、仕事、労働という用語を整理すると労働基

準法では「労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用されている者で、賃金を支払われている者をいう」（第9条）と定義している。すなわち労働はその対価に賃金を得る行為となる。

また介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律では「介護業務とは、身体上又は精神上障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務をいう」（第2条I項）および「介護労働者とは、専ら介護業務に従事する労働者をいう」（同条2項）としている。さらに、1987年制定された社会福祉士及び介護福祉士法では、「介護福祉士」とは「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という）を業とする者いう」（第2条2項）と定義している。

整理しておこう。

介護は自分で必要なことができない障害を持つ者の介助と身の回りの世話。ここでは介助者は明らかではない。また英語では単にcare=ケアという。

これが業としてなされるとき介護労働となる。介護労働には2面性がある。介護を行うという側面とその対価として報酬を得るという側面である。その場合、単なる介護を業とする者として捉えるのか、専門的ケアとしてのcare workかで、後に明らかにするが、内容と今後の方向は異なってくる。本稿では様々な意味を込め、介護労働の英語の用語はcare workとする。ただし紛らわしいがcare workの日本語は、一般に介護労働ではなく、個別援助技術である。また介護労働の対象は、障害を持つもののみではなく児童、病人等含まれるが、ここでは高齢者介護を中心として論ずことにする。

II 介護の外部化の背景

従来高齢者の扶養、介護は家族中心に行なわれていた。しかし、法的・制度的要因、社会的、経済的要因、関連して意識的变化等により、介護の外部化が進んでいる。

1 法的・制度的要因

1945年以前のが国の家族の多くは、明治憲法の下、いわゆる家父長制度が重んじられ、長男が「イエ」を継ぎ、そのもとで老親の扶養や介護は長男が担ってきた。その場合、実際に介護にあたるのは長男の嫁であった⁴⁾。

戦後、家父長制が廃止され、それ以後の家族の形態に大きな影響を与えた。しかし、法的縛りがなくなったからといって、長男が家を継ぐ、親夫婦と長男家族を基本単位とする三世帯家族、長男夫婦が老親の世話をする状況が即変化したわけではない。これが大きく変容するのは社会的、経済的要因による。

2 社会的、経済的要因

高齢者介護はどの時代にもあったことと思われるが、それが一般的に顕在化するのは1960年代に入ってからのことである。

その要因として、高度経済成長に伴う急激な産業構造の変化、自営業社会から雇用社会への変容、都市化の進展、その結果としての核家族化の進行、やや遅れて高齢化、さらに少子化の進展があげられる。

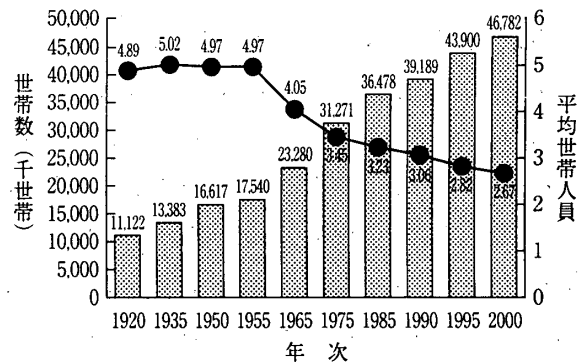
1) 核家族世帯、単独世帯の増加

先ず上記の時代背景を前提とした世帯規模の変化を各年次の国勢調査(図1)によってみてみよう。国勢調査が開始された1920年(大正9年)4.89人、高度経済成長が始まる以前の1955年(昭和30年)4.97人と平均世帯人員約5人前後が続いていた。その後、高度経済成長と共に世帯人員は減少し始める。

1965年4.05人、1975年3.45人、1985年3.23人、1990年(平成2年)3.06人、1995年2.82人、そして2000年2.67人まで縮小している。

また世帯総数は、小規模世帯が増加するに従い、著しく増加している。1920年11,122千世帯であったが、1955年17,540千世帯を経て、1965年23,280千世帯、1975年31,271千世帯、1985年36,478千世帯、そして2000年には46,782千世帯まで増加している。

次に世帯構成別割合(表1)をみてみよう。核家族的世帯(夫婦のみ世帯+未婚の子のいる世帯)は1955年45.3%、1960年44.7%、1965年54.9%、1970年57.0%、1975年58.9%、1980年60.4%、1985年61.1%、1990年59.9%、1995年58.9%、2000年



資料：総務庁統計局「国勢調査」各調査年次版

図1 世帯数と平均世帯人員の推移

表1 世帯構成割合の推移(%)

世帯構成 年	全世帯	単独世帯	核家族的世帯		三世帯世帯	その他の世帯
			夫婦のみ世帯	未婚の子のいる世帯		
1955	100	10.8	45.3		43.9	
1960	100	17.3	44.7		37.9	
1965	100	17.8	8.6	46.3	27.3	
1970	100	18.5	10.7	46.3	19.2	5.3
1975	100	18.2	11.8	47.1	16.9	6.0
1980	100	18.1	13.1	47.3	16.2	5.4
1985	100	18.4	14.6	46.5	15.2	5.3
1990	100	21.0	16.6	43.3	13.5	5.6
1995	100	22.6	18.4	40.5	12.5	6.1
2000	100	24.1	20.7	38.5	10.6	6.1

注) 1995年の数値は兵庫県を除いたもの。

資料：1985年以前は、厚生省「厚生行政基礎調査」

1990年以降は、同「国民生活基礎調査」

59.2%と推移している。1995年以降、若干減少しているが、これは単独世帯が増加しているためである。核家族的世帯の中でも夫婦のみ世帯の占める割合が次第に多くなってきている。次に同時期の単独世帯の推移をみると、10.8%、17.3%、17.8%、18.5%、18.2%、18.1%、18.4%と続いた後、1990年21.0%、1995年22.6%、2000年には24.1%に達している。

他方、三世帯世帯は、1955年43.9%、1960年37.9%（その他の世帯を含む）だったのが、1970年19.2%、1980年16.2%、1990年13.5%、2000年10.6%と急激に減少している。

ただ留意すべきは、三世帯世帯の構成割合は減少しているが、1975年前後までは三世帯の世帯数はさほど減少していない。その大きな原因は多子世代（1920～1950年前後生まれ）が家族を形成する場合、長男は親と同居し3世帯家族となるが、他の兄弟・姉妹は夫婦と子からなる核家族を形成した。その結果、三世帯家族の構成割合は低くなるが絶対数はある程度維持されていた。しかし、1975年以降、少子世代が家族形成をする。そして三世帯世帯数も減少し、核家族世帯、単独世帯が比率だけではなく、数としても著しく増加する。これは長男と親の同居も減少し、次にみるように高齢者のみ世帯や高齢者単独世帯が増加し始めたためである。

2) 高齢化の進展と家族類型の変化

上記のような核家族化、単独世帯の増加の中で高齢者の家族形態はどのように位置づけられるのだろうか。

① わが国の高齢化の特徴

高度経済成長の陰りがみえる1970年代頃から高齢化社会が到来する。全人口の中で65歳以上の人口が占める高齢化率が7%を超えるのは1970年のことである。また有吉佐和子氏の小説『恍惚の人』が痴呆性老人の過酷の状況を描き話題となったのは1972年だった。わが国の高齢化の進展には、先進国に比べ次のような幾つの特徴³⁾が指摘される。

高齢化の歴史が比較的新しいこと。そしてその進

展が急激であること。世界で最も高齢化の水準が高くなり、今後一層加速度化される予想されること等である。

その理由として、戦後のベビーブーム後の出生率の低下、栄養の改善、医療の進歩等による寿命の伸長、そしてその後の晩婚化の進展、結婚しない層の増加、女性の職場進出等様々な要因が絡んだ出生率の低下があげられる。

② 高齢者世帯の増加

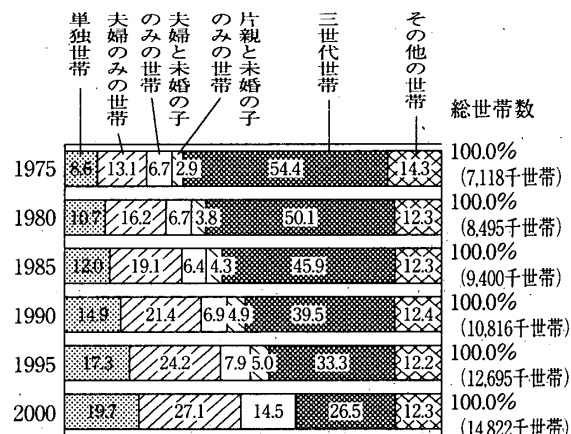
65歳以上の高齢者のいる世帯をみてみよう。(図2) 世帯数は、1975年7,118千世帯、1985年9,400千世帯、1995年12,695千世帯、2000年14,822千世帯と急速に進む高齢化に即して増加している。

世帯構成を1975年と2000年で比較してみると、三世帯世帯は54.4%から26.5%と半減しているのに対して、単独世帯は8.6%から19.7%、夫婦のみの世帯は13.1%から27.1%と2倍以上増加している。高齢化の進行の中で、世帯数は増加するが、従来の三世帯家族に代わって多くは独居高齢者、また高齢者のみの世帯となっている。

3) 既婚女性の職場進出

女性は以前より働いていた。しかし多くの場合、農業、商業の自営業の家族従業員としてであった。また家庭を離れて職場で働く場合も、未婚者が製造業、家計補助的に働くのがほとんどであった。

1960年以降、景気の変動による若干の増減はみら



資料：昭和60年以前は、厚生省「厚生行政基礎調査」平成2年以降は、同「国民生活基礎調査」

図2 65歳以上の家族類型別高齢者のいる割合

れるものの女性の雇用者は着実に増加し、就業分野も製造業から卸売り、小売業、さらにサービス業と大きく展開し、多様化している。

例えば、表2で示すように1960年の女性雇用者総数は738万人(女性就業者に占める女性雇用者の割合は40.8% 家族従業者43.4%)であったが、1985年1,548万人(同67.2%, 20.0%), 2000年では2,629万人(同81.4%, 10.6%)と劇的に増加している。女性雇用者を年齢別にみると1960年では15~29歳が63%占めている。40歳以上は20%弱にすぎない。1985年ではそれぞれ32%, 45%となりさらに、2000年には30%, 51%と変化している⁶⁾。関連して女性雇用者の平均年齢は1960年26.3歳、1985年35.4歳、1999年37.6歳、配偶関係では1962年未婚55.2%, 有配偶32.7%, 死別・離別12.0%, 1985年では各々31.3%, 59.2%, 9.6%, 2000年では33.1%, 56.9%, 9.9%となっている。明らかに女性就業者の中心は雇用者であり、中高年の既婚者である。ただ、1985年と2000年を比較した場合、平均年齢が上昇しているのに関わらず、若干既婚者の率が低下しているのは、中年女性で結婚しない層が増加したためである。

ところで高度経済成長期に女性雇用者が量的に増加し、質的にも大きく変化した要因を企業側と女性側双方から挙げられる。

まず、企業側の要因として、高度経済成長期に著しく労働力需要が増加した、高学歴化による若年労働力の不足、その代替労働力の必要性、機械化の進

展による肉体的軽易な労働分野の拡大、第3次産業分野の発展が挙げられる。また女性側の要因として、家庭電器機械器具普及による家事時間の減少、高学歴化による社会参加意識の高まり、そしてより大きくは住宅、車、子どもの教育費等大型消費のための追加所得の必要性、子どもの減少、寿命の伸長による子育てを終えたいいわゆる女性の第3期の大幅な伸び等が挙げられる⁷⁾。

高度経済成長が終焉し、安定成長、バブル経済、そしてその後の平成不況期(1989~)も先に記したように女性雇用者、とりわけ中高年女性雇用者が増加し続けているが、上記要因にさらに次のような要因が加わったためである。

1つは、法的、制度的整備である。1986年4月男女雇用機会均等法が施行となり、その後の幾度かの改正で、「募集、採用、配置、昇進」についても事業主に対して男女対等に扱うことを努力義務とした規定から差別的扱いの禁止、さらに企業名の公表といたしたささやかであるが罰則規定を設けたこと、さらにより積極的に女性活用を促したポジティブアクションの奨励はやはり女性雇用者にとって画期的なことであった。また関連して労働基準法の一般保護規定の緩和、あるいは廃止は企業側に女性の雇用者の活用を促進した。

育児休業制度の対象の拡大、休業中の賃金の一部保障も勤続年数の伸長を促した。1999年制定の男女共同参画社会基本法に象徴されるさまざまな場に男女が共同参画することを推進する社会的な潮流はこ

表2 女性雇用者の数、就業者に占める率、平均年齢、配偶関係、短時間雇用者の比率等

項目 年	女性雇用者数	就業者に占める比率 ()内は家族従業員の 比率	女性雇用者の 平均年齢	女性雇用者の未既婚別比率			短時間雇用者 の比率
				未 婚	有配偶	死別・離別	
1960	738万人	40.8% (43.4%)	26.3歳	55.2%	32.7% (1962年)	12.0%	8.9%
1985	1,548万人	67.2% (20.0%)	35.4歳	31.3%	59.2%	9.6%	22.2%
2000	2,629万人	81.4% (10.6%)	37.6歳 (1999年)	33.1%	56.9%	9.9%	36.1%

資料：女性雇用者数、就業者に占める比率、未既婚比率、短時間雇用者の比率：総務省統計局「労働力調査」
平均年齢：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

うした動きを加速度化させている。さらに経済、産業分野では、従来に増してIT化の推進は、女性に適した分野として女性雇用者を増加させた。

しかし、平成不況以降、女性の短時間雇用者（パートタイマー）が著しく増加している。例えば、女性雇用者中に占める短時間雇用者は1960年8.9%、1985年22.0%、平成不況の始まる1989年25.2%、1995年31.6%、2000年36.1%である。（表2）女性雇用者は新たな局面を迎えている。

女性雇用者の増加の社会的要因の今ひとつは、保育所や高齢者デイサービス等に象徴される施設が遅ればせながら整備されていることである。一般に女性が働く場合、最もハンデキャップになるのが育児であり、老親介護である。それを少しでも社会で補おうというのである。

女性が社会、職場進出することによって育児、介護の外部化が必要になったのか、外部化の条件が整いだしたから女性が職場進出したのか。相互に関係するが、恐らく外部化が進み、遅ればせながらその対応のための条件を整備されだしたのが実際であろう。

3 介護に対する意識の変化

制度的、また社会的、経済的背景の変化の中で介護に対する意識はどのように変化してきたのであろうか。

50歳未満の既婚女性を対象⁸⁾にした毎日新聞社「全国家族計画世論調査」（図3）によると、老親扶養に対して、1963年では「子供としてあたりまえ義務」38.6%が最も多く、ついで「よい習慣（しきたり）だと思ふ」36.1%であった。どちらかというとき肯定的な考え方が4分の3を占めた。その後、調査毎に「よい習慣」は持続的に減少し1986年には16.0%と半数以下となっている。他方、「あたりまえ義務」は増加し、同年には56.5%に達している。両者合すると依然として70%以上だが、その中身が変化している。同じ肯定でも、積極的肯定から義務としての肯定として意味合いが変化してきている。

さらにその後の調査では、「よい習慣」は減少し続けると共に、「あたりまえの義務」も減少に転じ、1990年には、それぞれ19.6%、29.6%と合わせて半数となっている。

他方、否定的意見といえる「やむをえない」、「よい習慣（しきたり）とは思わない」は1963年ではそれぞれ8.7%、3.0%であったのだが、1990年では21.8%、12.1%となった。この否定的意見の増加傾向はその後も続いている。

上記のように法的に家父長制の縛りがなくなった、とはいえ老親の長男家族を基本とする介護は続いた。しかし1960年代以降の高度経済成長、都市化、核家族の進行、高齢化の進展と共に高齢者のみ家族、高齢者単独家族の増加、そして家族介護に対する意識の変化、とりわけ若い世代の介護意識の薄れから介護の外部化は加速度的に求められることになる。

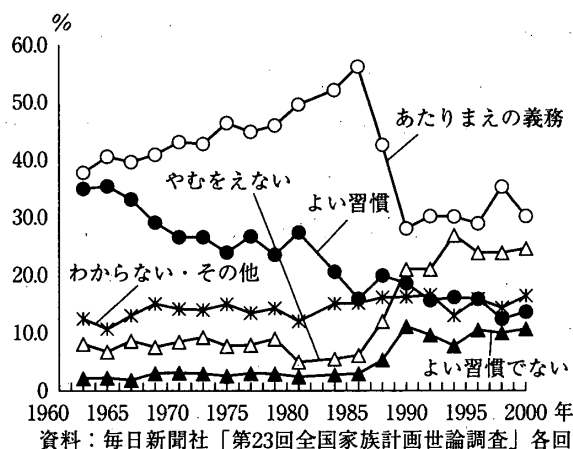


図3 老親扶養に対する考え方

4 介護の外部化に対する受け入れ体制

介護の外部化が求められる客観的背景があるにしても、その受け入れ体制がなければならぬ。そして介護の外部化が職となるとき、ここに介護労働が誕生することになる。家族以外の介護は在宅サービスと施設サービスに大別できる。

簡単にその受け入れ体制整備の歴史を示しておく。

1) 在宅サービス

在宅福祉には、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス等様々なサービスがあるが、その中心はホームヘルパーであろう。

従来、比較的裕福な家庭、あるいは病弱な主婦・家族がいる家庭はお手伝い、家政婦など様々な呼称はあるにしろ私的に家族以外の人を雇ったが、彼女らが家事援助や、ときとして介護にあたった。

公的制度として現在でいうホームヘルパー的の制度が始まるのは自治体からである。

その幾つかを示してみよう⁹⁾。

1956年 家庭養護婦派遣事業；長野県内の上田市、諏訪市等13の市町村で実施

派遣対象：高齢者、身障者、家庭の家事処理能力を失った主婦

1カ月以内、有料

1957年 臨時家政婦派遣制度（1959年よりは家庭奉仕員制度）；大阪市

派遣対象：生活保護を受ける独居老人

1960年 家庭奉仕員制度；名古屋市

派遣対象：伊勢湾台風による被害程度激甚地区の生活困窮独居老人、特に必要と求められる困窮世帯

この他にも1960年代には多くの家庭奉仕員制度が実施されたが、ほとんどが、困窮する独居老人を対象として、家事援助が主なサービス内容であった。介護に関してはほとんど在宅での取り組みが行われなかった。

家庭奉仕員制度が公的制度として全国一律の制度として位置づけられるのは、1963年制定の老人福祉法においてである。

同法では家庭奉仕員奉仕事業を規定し、その対象を要介護または家事援助等必要とする老人とした。ただし、その場合先行する大阪市の制度に準拠し、派遣対象を低所得層に限定した。また措置制度で事業を運営し、サービスは無料とした。また奉仕員は原則常勤と位置づけられた。

対象が低所得層、無料という限定があるものの法的裏づけをもった全国統一の制度、常勤の奉仕員を

規定したことは、従来介護の社会化は施設中心であった事情からは大きく前進したといえよう。

その後同事業は、先に述べた介護の外部化を促進する背景の中で、1982年には、派遣対象を低所得層に限らないこととすると同時に、利用者負担は収入に応じるという応能負担制が採られることになった。また派遣先の拡大に対応するため、従来委託先が社会福祉協議会一本であったのを民間事業主への委託を認めた。同時に原則常勤の雇用形態から登録的雇用も認め、さらに家庭奉仕員の名称もホームヘルパーに統一した。しかし措置的運営方式は継続された。それが大きく変わるのは2000年4月に導入された介護保険によってである。

2) 施設サービス

家族介護以外の介護—外部化された介護—は老人福祉法成立以前は、施設において行われた。

当初は、民間主導が一般的であった。しかし戦前、また戦後の早い時期においても、公的施設も制度化されている。

1932年施行された救護法では、公費として救護費を認め、施設設置の公的補助の制度化がなされたため、養老院が急増する。しかし戦時体制の下でやがてその数は減少する。この間の施設数を示しておこう¹⁰⁾。

1923年 32施設 1940年 131施設

1944年 102施設 1945年 80施設

1945年戦争が終わり、翌年旧生活保護法が制定され、養老院も救護施設として生活困窮者への対応施設として組み込まれる。1950年（現）生活保護法が施行され、養老院は生活保護法規定の保護施設として明確に位置づけられた。

このように比較的早く高齢者に対する施設対応が実施されているが、それは基本的には独居、困窮高齢者対策であった。しかし、施設で生活する困窮高齢者の中に病氣、精神障害等様々な要因で介護を必要とする者がいたこともあり、介護対応の施設が必要とされた。1960年代に入るとその必要性が一層唱えられた。

1963年制定された老人福祉法では、従来の低所得者対応の養老院の延長として養護老人ホーム、1950年前後から設置され始めた有料老人ホームを低額にした契約型の軽費老人ホームとした。そして常時介護を必要とする高齢者を受け入れる生活支援型の特別養護老人ホームを措置、利用者応能負担方式で制度化した。ここに外部化された介護の施設が明確に示されたわけである。

以後、特別養護老人ホームは職員配置の見直し、ゴールドプラン、新ゴールドプランなどによる大幅な施設数、入所定員の増加が図られた。またヘルパー制度と同様、介護保険導入によって、利用形態、利用者負担のシステムが大きく変わることになる。

ま と め

はじめには、介護労働のサービスと労働という2面性に着目し、介護労働の現在の位置と今後の展望をテーマに考察するという視点を明らかにした。

次にIでは、介護、そして介護労働の用語を整理した。介護とは障害を持つ者の介助と身の回りの世話。これが業として対価として賃金が払われるとき介護労働という。英訳すればcare workである。しかし一般にcare workの和訳は介護労働ではない。個別援助技術である。介護労働の今後を考える1つのポイントであるとした。

IIでは従来家族介護が一般的であったが、法的・制度的要因、社会的、経済的要因によって家族類型の変化、さらに働く既婚女性の増加、介護に対する意識の変化等家族介護の外部化が進む背景を述べた。また遅ればせながら外部化に対応すべき受け皿が整備されつつある状況も示した。

次次に介護労働が一般化することになるが、その現状と特徴、施策の視点等は次稿で論じたい。

注

- 1) 中央法規出版編集部編『介護福祉用語辞典』中

央法規、東京、2000。5。p. 34.

- 2) 根本博司「ケアワークの概念規定」『新・介護福祉学とは何か』一番ヶ瀬康子監修、日本介護福祉学会編、ミネルヴァ書房、京都、2000。9。p. 20.
- 3) cf. 同上 pp. 24-25.
- 4) 一般に老親介護は嫁が担ってきたととらえられているが、明治以前の封建時代は「その規範である上下・主従関係の下で、介護は孝養の要として一家の主人である男性の責務」とされていたとする研究がある。中井紀代子『家族福祉の課題』筒井書房 東京 2000。6。p. 107.
- 5) この特徴については共通理解されているところであるが、端的に『厚生指標 国民福祉の動向』厚生統計協会1988年 第45号第12号 pp. 27-28. に記述されている。
- 6) 総務省統計局「労働力調査」
- 7) 高度経済成長期の女性雇用者の量的増加、質的变化の要因については、拙稿「変貌する経済社会と婦人労働の課題」『鳥取女子短期大学』第15号 1986で記述した。
- なお、時代の変化を感じるのは、用語1つとっても「女子労働」から「婦人労働」、そして現在は「女性労働」が一般的となってきた。
- 8) 50歳以下の既婚の女性をもって介護に対する国民全体の意識とすることはできないが、介護者の80~85%は女性であり、その大半は中高年である。既に介護に関わっている、あるいは今後、実際に介護に関わる可能性のある女性の意識はく実態から言えば、重要なポイントである。ただし、筆者は女性のみが介護に関わることを是としているわけではない。
- 9) 在宅サービスの歴史については、田中由紀子「在宅福祉の歴史」前掲書2)『新・介護福祉学とは何か』pp. 53-56. を参照。
- 10) 小笠原祐次「施設介護の歴史」同上書pp. 61-62.